

2023年12月19日

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本 薫子 殿

ジェットスター・ジャパン株式会社
人事本部長 森川 秀樹

通知書

貴組合からの12月15日付け「回答書1」及び「回答書2」について、以下の通り通知及び回答します。

1. 争議参加者名簿について

(ア)、(イ) 共に、事実関係について不明な点を尋ねているのみであり、何ら不当労働行為に当たるものではありません。

2. 勤務変更指示の拒否について

(ア)、(イ) 共に、事実関係について不明な点を尋ねているのみであり、何ら不当労働行為に当たるものではありません。

3. 会社の通常業務の尊重について

「(ア)、(イ)、(ウ) について承知いたしました。」とのご回答をいただきましたが、12月17日のGK40において、貴組合員である機長より「所定労働時間の変更依頼は受けられないので、CWP及びRocadeのオリジナルの所定労働時間は変更しないでほしい。」との申し出がクルーイングに対してあったとの報告を受けています。本件については強く抗議すると共に、貴組合からの事情説明を求めます。

4. 勤務調整並びに乗務手当補償について

まず、一般的に会社が労働組合に対して経理上の援助を与えることは不当労働行為に該当します。労働組合法第7条第3号但し書きにおいて、一定の例外は認められていますので、会社はその趣旨を踏まえて「基本給の控除はしない」ものとしています。なお、仮に貴組合のご主張の通りPP及び乗務手当の補償が不当労働行為に該当しないものであったとしても、会社の対応は変わりませんので、念のため申し添えます。

5. 25日発行ロスターを基準とした場合の残業時間の考え方について

会社側の質問内容を理解されていないようですので、改めて説明します。

- (ア) 所定労働時間の決定時期について、「25日発行ロスターを基準とする」との貴組合の主張及びその根拠については、「1箇月単位の変形労働時間制において、一度特定された労働時間について、使用者が業務の都合により任意に変更することはできない」という原則論であるとの前提において、特に異論はありません。
- (イ) しかし、従前より説明している通り、勤務指定後の勤務変更について、公共性を有する事業場において一定の条件を満たす場合には、上記(ア)の原則に関わらず認められるとの判例が出ていることから、会社の運用はそれに従っています。
- (ウ) なお、誤解の無いようにお伝えすると、会社はそれによっていつでも任意に勤務変更を行えるとは考えておらず、あくまでも定期便をスケジュールに従って運航するために必要な限りにおいて勤務変更をお願いしているという点をご理解下さい。
- (エ) 会社が質問しているのは、11月9日付け通知書「1. 未払い賃金の計算方法について」に記載しているものです。貴組合の主張の通り、25日発行ロスターを基準とした場合、会社が設定した3種類のパターンにおける残業時間数がどうなるかという点について、貴組合の10月31日付け回答書に記載されていた回答内容につき疑義があることから、説明及び関連資料の提示を求めています。

以上